

## 研究費等の不正使用への対応に関する細則

(2017年2月28日制定)

### (趣旨)

第1条 この細則は、「公正な研究活動の推進に関する規程」(以下「公正規程」という。)  
第17条第2項に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)において、研究費等の不正使用事案が生じた場合の対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この細則において「競争的資金等」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)に定められた用語の定義に従う。

2 この細則における用語の定義は、特に定めのない限り、公正規程に定める用語の定義に従う。

### (審査委員会)

第3条 最高管理責任者は、研究費等の不正使用事案に対処するため、研究費等の不正使用審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、次の事項を審査し、及びその処理に当たる。

- (1) 申立てがあった事案の調査、審査及び認定に関すること。
- (2) 内部監査等において研究費等の不正使用が判明した事案の調査、審査及び認定に関すること。

3 審査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 対応責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する副学長等 1名
- (3) 総務部事務部長
- (4) 教育研究支援部事務部長
- (5) 総務部財務課長
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めた者 若干名

4 審査委員会の委員長は、対応責任者がこれに当たる。

5 委員長は、審査委員会を招集し、議長となる。

6 審査委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席により成立する。

7 審査委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

8 委員長が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

9 その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

(予備調査)

- 第4条 対応責任者は、公正規程第15条第3項第3号の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、申立てに係る書面に基づく予備調査を、総務部財務課長に実施させるものとする。
- 2 対応責任者は、前項の予備調査の実施について、学監・事務局長及び総務部事務部長に通知するものとする。
  - 3 総務部財務課長は、第1項による予備調査の実施が決定された後、速やかに財務課備付の会計書類の調査を行い、その判明した事実を対応責任者に報告するものとする。
  - 4 対応責任者は、前項の報告を受けたときは、不正使用の存在の有無の可能性を判定し、次のいずれかの手続きを行うものとする。
    - (1) 予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在する可能性があるとして判定された場合は、速やかに審査委員会を開催するものとする。
    - (2) 予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在しないと判定された場合は、申立者(内部監査等において研究費等の不正使用が判明した事案の場合を除く。以下同じ。)に対し、窓口を通じて、予備調査の結果を通知する。
  - 5 対応責任者は、予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在しないと報告され、かつ、当該不正使用申立てが申立者の悪意に基づく可能性が高いと判明した場合は、最高管理責任者に報告するものとする。

(本調査)

- 第5条 対応責任者は、前条第4項第1号に基づき開催する審査委員会において、本調査の実施が決定したときは、当該事案に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。
- 2 対応責任者は、対象となる研究費等の不正使用が、競争的資金等に係るものである場合は、申立ての受付から30日以内に、本調査を実施するか否かを判断し、当該競争的資金等の配分機関(以下「配分機関」という。)に報告する。

(調査委員会)

- 第6条 調査委員会は、次の者をもって構成する。
- (1) 審査委員のうちから対応責任者が指名する者
  - (2) 当該事案に関連する業務を行う事務局の事務職員 若干名
  - (3) 被申立者が所属する学科の教育職員 若干名
  - (4) 対応責任者が指名する本学に所属しない弁護士や公認会計士等の第三者 若干名
- 2 調査委員会委員の選考は、審査委員会が行い、学長が委嘱する。
  - 3 調査委員会の委員長は、第1項第1号に規定する者がこれに当たる。
  - 4 調査委員会委員は、本学又は申立者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でな

なければならない。

- 5 対応責任者は、調査委員会を設置したときは、申立者及び被申立者並びに被申立者が所属する部局の長(教育職員にあつては学科主任、事務職員にあつては所属部の長をいう。以下同じ。)に対し、調査委員の所属及び氏名を通知するものとする。

(異議申立て)

第7条 前条第5項の通知を受けた申立者及び被申立者は、調査委員会の構成について異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、対応責任者に異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立てがあつた場合、対応責任者は、審査委員会において、その内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
- 3 対応責任者は、前項により委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を申立者及び被申立者並びに被申立者が所属する部局の長に通知する。

(本調査の実施)

第8条 調査委員会は、次の調査を行う。

- (1) 研究費等の不正使用が行われたか否か。
  - (2) 研究費等の不正使用の内容、不正使用に関与した者及びその関与の度合い、不正使用の相当額等
  - (3) 研究費等の不正使用が認められなかったときは、申立てが悪意に基づくものであつたか否か。
- 2 調査委員会は、次の方法で調査を行う。
    - (1) 被申立者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取
    - (2) 関係資料、会計書類等の閲覧調査
    - (3) その他調査の実施に関し必要と認められる事項
  - 3 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。
  - 4 調査対象者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
  - 5 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合は、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置を取ることができる。
  - 6 調査委員会委員長は、前項の措置を取る場合は、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に対応責任者の承認及び最高管理責任者の許可を得なければならない。
  - 7 調査委員会は、第5項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行う場合は、調査対象者が所属する部局の長が指名する者2人を立ち合わせるものとする。
  - 8 学長は、調査委員会の要請により、必要に応じ調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費等の一時的使用停止を命ずる。
  - 9 学長は、対象となる研究費等の不正使用が、競争的資金等に係るものである場合は、

調査の実施に際し、配分機関に、調査方針、調査対象、方法等について報告、協議を行う。

(審査及び判定)

第9条 調査委員会は、調査終了後、速やかに次の事項について審理し、判定を行う。

- (1) 研究費等の不正使用が行われたか否か。
  - (2) 研究費等の不正使用が行われたと認定したときは、不正の内容、不正使用に関与した者及びその関与の度合い、不正使用の相当額等
  - (3) 研究費等の不正使用が行われていないと認定したときは、申立てが悪意に基づくものであったか否か。
- 2 調査委員会は、前項の判定に当たっては、申立者又は被申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、第1項第1号から第3号までの判定を終了したときは、直ちに全ての調査結果に係る資料を添えて審査委員会に報告するものとする。

(審査委員会の審査及び報告又は通知)

第10条 審査委員会は、前条の報告に基づき審査し、研究費等の不正使用の存在の有無等について認定する。対応責任者は、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 対応責任者は、窓口を通じて、前項の結果を、次の者に通知するものとする。
- (1) 被申立者
  - (2) 被申立者以外で研究費等の不正使用に関与したと認定された者
  - (3) 前2号の者が所属する部局の長
  - (4) 申立者

(不服申立て)

第11条 研究費等の不正使用と認定された被申立者又は申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、文書を窓口に出すことにより行わなければならない。
- 3 前2項の不服申立ては、原則として、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性にかかわるものである場合は、審査委員会の判断により、調査委員会に代えて、他のものに審査させることができる。
- 5 調査委員会又は前項ただし書きの調査委員会に代わるものは、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。再調査は第6条以下の調査を行うものとする。

- 6 対応責任者は、前項の決定の報告を受けたときは、最高管理責任者に報告するとともに、窓口を通じて、申立者又は調査対象者に通知するものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第12条 最高管理責任者である学長は、前条による不服申立期間が終了した後又は不服申立てによる審査が終了し研究費等の不正使用が行われたとの認定があった場合は、懲戒委員会への諮問の必要を判断するものとする。

- 2 対応責任者は、競争的資金等の不正使用が行われたとの認定があった場合は、当該配分機関に、次のように報告及び対応を行うものとする。

(1) 申立ての受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。

(2) 期限までに調査が完了しない場合、調査の中間報告を提出する。

(3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し報告する。

(4) 前3号の他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。また調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

- 3 対応責任者は、競争的資金等の不正使用が行われたとの認定があった場合は、当該審査結果の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について被申立者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

- 4 前項の公表方法及び内容については、「研究活動における特定不正行為及び競争的資金等の不正使用の存在が確認された場合における公表方法及び公表内容に関する取扱い」に定める。

- 5 対応責任者は、不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として当該裁定の概要について公表しない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 学長及び教職員等は、不正使用に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、被申立者に研究費等の不正使用が存在しないとの認定があった場合は、被申立者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(守秘義務等)

第14条 不正使用に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第15条 対応責任者は、不正使用に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、審査委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正使用の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(所管)

第16条 審査委員会及び調査委員会に関する事務の所管は、総務部財務課及び教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、公正な研究活動推進委員会に諮り大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第18条 研究費等の不正使用が生じた場合の措置について、この細則に定めのない事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)、その他関係法令通知等に定めるところによる。

2 前項の関係法令通知等の適用については、審査委員会が別に定める。

付 則

1 この細則は、2017年2月28日に制定し、2017年4月1日から施行する。

2 「研究費等の不正使用に関する取扱細則（2008年4月1日制定）」は、廃止する。